

要求番号	5PD91A10198
作成年月日	令和7年12月18日
作成部隊名	自衛隊群馬地方協力本部

群馬地方協力本部庁舎カーペット新設工事

工事名称	群馬地方協力本部庁舎カーペット新設工事		
図面名称	表紙		
縮尺	—	図面番号	1/6

特記仕様書

1 工事件名

群馬地方協力本部カーペット新設工事

2 工事場所

群馬県前橋市南町3-64-12 陸上自衛隊群馬地方協力本部

3 工事概要

カーペット新設

ノンスリップ金物撤去新設 56箇所

4 工事内容

廊下、階段のカーペット新設

5 建具工事

(1) 使用材料

ア カーペット パイル長6.5mm程度 ナイロン100%

※ 色柄については、見本帳を提出し官側の指示を受けること。

イ ノンスリップ金物 ステンレス製 樹脂タイヤ 幅40

(2) 施工

ア 接着剤は、全面接着工法とし、カーペットの製造所の指定するものとする。

イ 現場のおさまり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難または不都合な場合は、官側と協議する。

6 その他

(1) 工事完成後、検査官の検査を受け、提出書類の合格をもって工事完了とする。

(2) 本工事における施工保証は、竣工検査合格後1年間とする。

工事名称	群馬地方協力本部庁舎カーペット新設工事		
図面名称	特記仕様書		
縮尺	—	図面番号	2/6

共通仕様書

1 総則

- (1) 本特記仕様書は、自衛隊群馬地方協力本部における諸工事について、共通的な必要事項を規定する。
- (2) 本工事の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、特記仕様書、共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書、防衛省整備計画局制定の土木工事共通仕様書・防衛施設共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び、関係法令、並びに官側の指示による。

2 適用範囲

本特記仕様書は、該当工事に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額の増減又は工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け請負者の責任において実施する。

4 工事材料

- (1) 工事材料はすべて新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とする。
- (2) 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。
- (3) 材料は日本工業規格（JIS）等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受ける。
- (4) 材料置場等は、官側の指示した場所とする。

5 施工の検査

工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

6 工事立会

- (1) 工事完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。
- (2) 仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得る。

7 水道、電気料の使用

工事に必要とする電気、水は、請負者側が負担する。

8 諸法規等の厳守

請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び、関係各法規並びに当該工事に関する諸法規、官側の規定を厳守し、工事の円滑な進捗を図る。

9 後片付け

工事終了に際しては、工事現場の後片付け及び清掃を実施する。

工事名称	群馬地方協力本部庁舎カーペット張替工事		
図面名称	共通仕様書（1）		
縮尺	—	図面番号	3 / 6

10 発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、契約相手方に返納するものとする。

11 竣工検査

請負者は、本仕様書の工事を完成した場合は、速やかに官側の完成検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

12 工事現場の管理

- (1) 工事現場への工事人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。
- (2) 工事現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。
- (3) 工事現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

13 安全管理

- (1) 工事人は、安全管理に万全を期する。
- (2) 工事場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。
- (3) 現場代理人は、常駐とする。

14 工程表及び施工計画書

請負者は、請負契約成立後、工事工程表を早期に官側に提出し、工事の手順及び、施工計画について承認を受けた後でなければ、着工してはならない。

15 提出書類

請負者は、契約後、速やかに官側の指示する書類を提出する。

16 工事写真

請負者は、官側の指示に従い、工事材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真を工程表順に工事写真帳に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格がわかるように撮影すること。

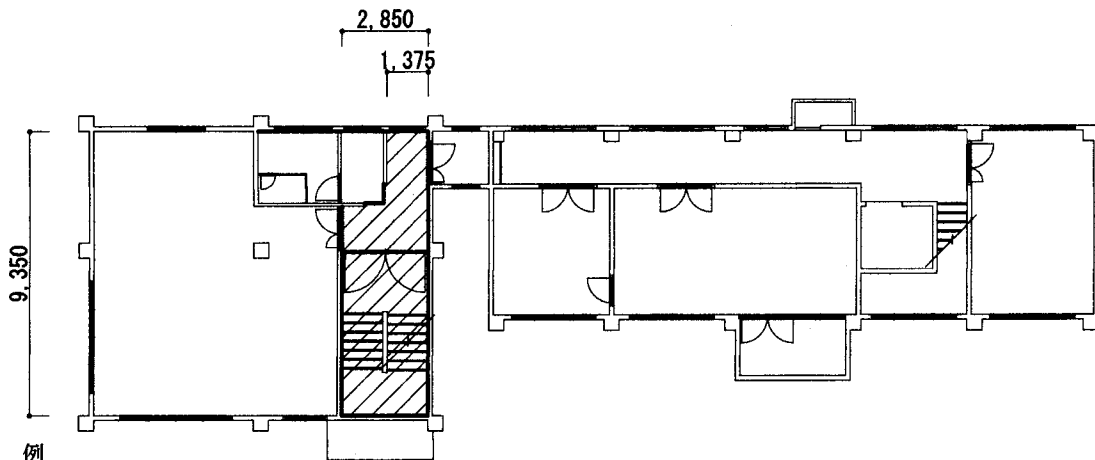
17 その他

工事は、1階並びに2階、3階並びに4階を分割して実施し、同一週には実施しないものとする。また、本工事は、基準として、土日及び祝日に実施するものとする。

18 疑義

仕様書に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

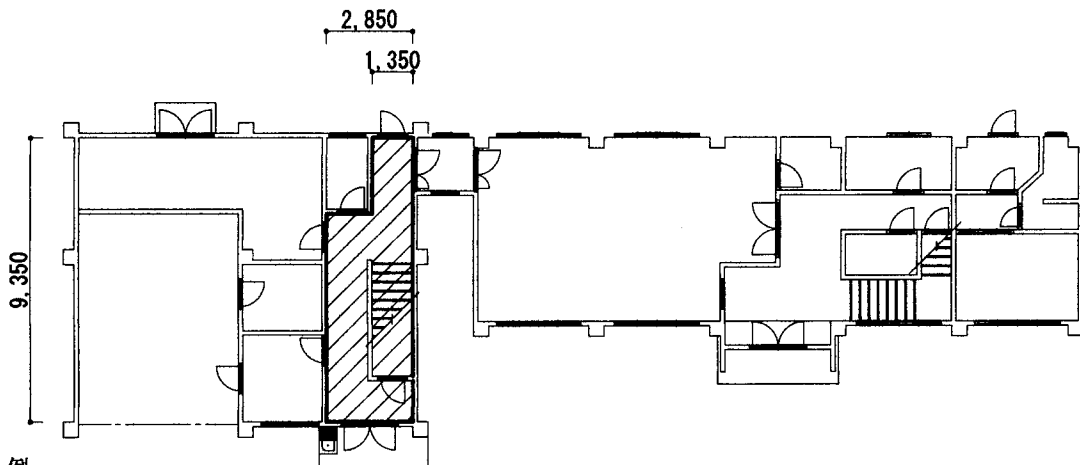
工事名称	群馬地方協力本部庁舎カーペット新設工事		
図面名称	共通仕様書(2)		
縮尺	—	図面番号	4/6



凡例

: 施工箇所を示す

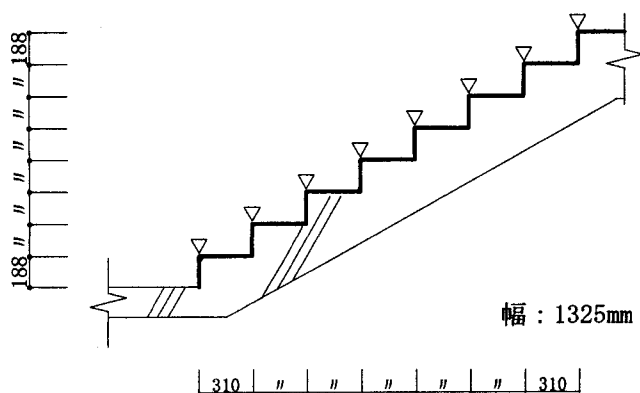
群馬地方協力本部庁舎 2階平面図 S=1:X



凡例

: 施工箇所を示す

群馬地方協力本部庁舎 1階平面図 S=1:X



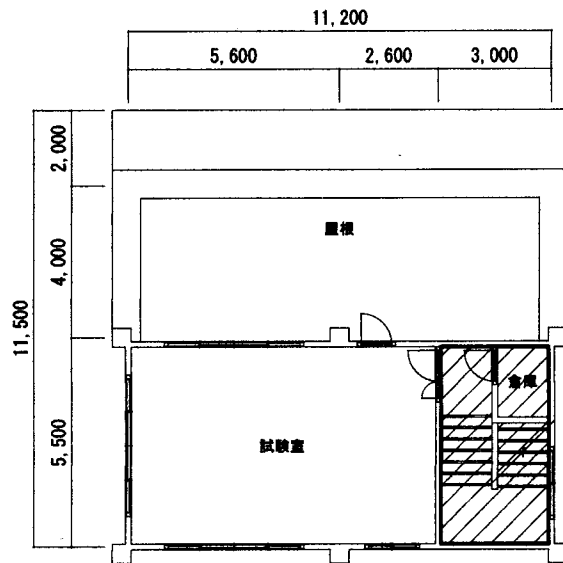
凡例


: ノンスリップ金物撤去・新設

: カーペット撤去・新設

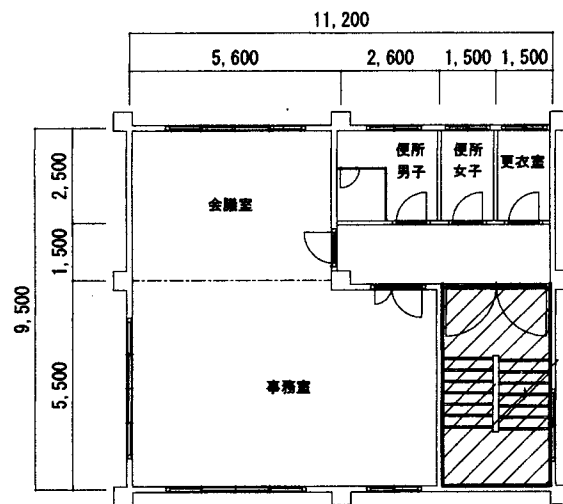
階段標準断面図 S=1:X


工事名称	群馬地方協力本部庁舎カーペット新設工事		
図面名称	平面図		
縮尺	—	図面番号	5 / 6



凡例
 : 施工箇所を示す

群馬地方協力本部庁舎 4階平面図 S=1:X



凡例
 : 施工箇所を示す

群馬地方協力本部庁舎 3階平面図 S=1:X

工事名称	群馬地方協力本部庁舎カーペット新設工事		
図面名称	平面図		
縮尺	—	図面番号	6/6